

裏面白紙

閣議決定（案）

神戸駐在ブラジル合衆共和国総領事に交付すべき認可状に、  
天皇の認証を仰ぐ件

神戸駐在ブラジル合衆共和国総領事フェリッペ・デ・サント・  
クルス・ギマランセスに交付すべき認可状は、別紙案のとおりと  
し、これについて天皇の認証を仰ぐこととする。

(神戸駐在ブラジル合衆共和国総領事認可状案)

日本国天皇(御名)此の書を見る有衆に宣示す。

日本国政府は、茲に、ブラジル合衆共和国大統領閣下の一十九百五十三年六月十日付の委任状を閲し、フェリッペ・デ・サンタ・クルス・ギマランエス氏を神戸駐在ブラジル合衆共和国総領事に任ぜられたる旨を領す。

因て、同氏を右の資格に於て証認し、其の職務を行ふに關する殊典特遇を得るを允可す。各位は、此の認可状の旨を体し、以て右フェリッペ・デ・サンタ・クルス・ギマランエス氏の職務執行上一切適當の補助を供与すべし。

茲に、日本国憲法の規定に従ひ、之を証認し、其の証拠として、

親しく名を署し、璽を鈐せしむ。

昭和二十八年 月 日

御名 御璽

内閣総理大臣 (署名) 官印

外務大臣 (署名) 官印

裏面白紙

神戸駐在ブラジル合衆共和国総領事委任状訳文

ブラジル合衆共和国大統領は、茲に、フェリッペ・デ・サンタ・クルス・ギマランエスの才能に鑑み、同氏を日本全国を管轄区域とする神戸駐在ブラジル国総領事に任命し、同地に赴き、又は、居住するブラジル国国民に対し、同氏を総領事と認め之を尊敬せんことを命ず。仍て、日本国天皇（御名）陛下に於て、同一の場合に他国の総領事が享有すべき一切の殊典、免除及び特権を同氏に許与せられんことを請う。

共和国第六十五年独立第三百三十二年即ち一千九百五十三年六月十日、リオ・デ・ジャネイロに於て国璽を銜し外務大臣をして副署せしむ。

ジエツリオ・ヴァルガス（署名）

ジョアン・ネーヴェス・ダ・フォス・エ副署

裏面白紙

閣議決定(案)

神戸駐在タイ国名誉領事乾豊彦に交付すべき  
認可状に天皇の認証を仰ぐ件

神戸駐在タイ国名誉領事乾豊彦に交付すべき認可状は、別紙案  
の通りとし、これについて天皇の認証を仰ぐこととする。

(神戸駐在タイ国名誉領事認可状案)

日本国天皇(御名)此の書を見る有衆に宣示す。

日本国政府は、茲に、タイ国皇帝ブミボン・アドンデット陛下の一千九百五十三年六月二十六日付の委任状を閲し、乾豊彦を神戸駐在タイ国名誉領事に任ぜられたる旨を領す。

因て、同人を右の資格に於て証認し、其の職務を行ふに關する殊典特遇を得るを允可す。各位は、此の認可状の旨を体し、以て右乾豊彦の職務執行上一切適當の補助を供与すべし。

茲に、日本国憲法の規定に従ひ、之を証証し、其の証拠として、親しく名を署し、璽を鈐せしむ。

昭和二十八年 月 日

御名

御璽

内閣総理大臣（署名）

官印

外務大臣（署名）

官印

裏面白紙

神戸駐在タイ国名誉領事委任状訳文

プミボン・アドンデット（親署）

タイ国皇帝プミボン・アドンデット此の書を見る有衆に宣示す。  
朕は神戸に駐在する名誉領事を任命せんことを欲し、乾豊彦氏の明敏、正直、事に当り熱誠篤実なるを知悉し、右官職の適任者として同氏を簡拔し本書をもつて神戸駐在名誉領事に任命し法律慣習に準拠して其の職権を行使せしむ、而して、朕は同氏が其の官職に付帯する総ての名誉、権利、特権及び恩典を享受し、且つ、朕の命令に依り其の領事管轄区域内において副領事及び領事事務官を任命する権能を享有せんことを望む。

朕はタイ国民に命ずるに右領事の職権を承認し、其の委ねたる職務の執行上適法に施為する所の一切の行為に対し服従すべきことを命ず。

朕は東京に駐劄する朕の大使に対し乾豊彦氏を前記の資格にお



裏面白紙

いて承認し又同氏に対する日本国皇帝陛下の御認可状の御下付を  
請い、もつて何等の障害を受くることなく自由に其の職務を執行  
せしめんことを要望す。

右証拠として本書に璽を鈐せしむ。

仏歴二千四百九十六年、即ち朕が治世の第八年六月二十六日  
バンコックに於て

内閣総理大臣

元帥 ビアンソンクラム (副署)

裏面白紙

履 歴 書

本籍地 神戸市東灘区住吉町出口一六三七  
現住所 神戸市東灘区住吉町出口一六三七

乾 豊 彦  
明治三十年一月二十八日生

略 歴

- 一 大正九年三月 名古屋高等商業学校卒業
- 一 同 三井物産株式会社入社
- 一 大正十四年一月 日本鋼線製作所代表取締役就任
- 一 昭和四年十一月 乾汽船株式会社取締役就任
- 一 昭和五年二月 乾倉庫株式会社代表取締役就任
- 一 昭和六年十一月 乾汽船株式会社社長に就任
- 一 昭和七年三月 日本鋼線製作所代表取締役を辞す

閣議決定（案）

大阪駐在タイ国名誉総領事伊藤武雄に交付すべき認可状に  
天皇の認証を仰ぐ件

大阪駐在タイ国名誉総領事伊藤武雄に交付すべき認可状は、別  
紙案の通りとし、これについて天皇の認証を仰ぐこととする。

(大阪駐在タイ国名誉総領事認可状案)

日本国天皇(御名)此の書を見る有衆に宣示す。

日本国政府は、茲に、タイ国皇帝ブミボン・アドンデット陛下の一千九百五十三年六月二十六日付の委任状を閲し、伊藤武雄を大阪駐在タイ国名誉総領事に任せられたる旨を領す。

因て、同人を右の資格に於て証認し、其の職務を行ふに關する殊典特遇を得るを允可す。各位は、此の認可状の旨を体し、以て右伊藤武雄の職務執行上一切適當の補助を供与すべし。

茲に、日本国憲法の規定に従ひ、之を証認し、其の証拠として、親しく名を署し、璽を鈐せしむ。

昭和二十八年 月 日

御

名

御  
璽

内閣總理大臣（署

名）

官印

外務大臣（署

名）

官印

裏面白紙

大阪駐在タイ国名誉総領事委任状訳文

ブミボン・アドンデッツ（親署）

タイ国皇帝ブミボン・アドンデッツ此の書を見る有衆に宣示す  
朕は大阪に駐在する名誉総領事を任命せんことを欲し伊藤武雄  
氏の明敏、正直、事に当り熱誠篤実なるを知悉し、右官職の適任  
者として同氏を簡拔し本書をもつて大阪駐在名誉総領事に任命し  
法律慣習に準拠してその職権を行使せしむ、而して、朕は同氏が  
其の官職に付帯する総ての名誉、権利、特権及び恩典を享受し且  
つ朕の命令に依り其の領事管轄区域内において副領事及び領事事  
務官を任命する権能を享有せんことを望む

朕はタイ国民に命ずるに右領事の職権を承認し、其の委ねたる  
職務の執行上適法に施為する所の一切の行為に対し服従すべきこ  
とを命ず

朕は東京に駐劄する朕の大使に対し伊藤武雄氏を前記の資格に

裏面白紙

おいて承認し又同氏に対する日本国皇帝陛下の御認可状の御下付  
を請い、もつて何等の障害を受くることなく自由に其の職務を執  
行せしめんことを要望す  
右証憑として本書に璽を鈐せしむ  
弘歴二千四百九十六年、即ち朕が治世の第八年六月二十六日  
バンコックに於て

内閣総理大臣  
元帥 ビブンソクラム（副署）

裏面白紙

履 歴 書

本籍地 愛知県名古屋市中千種区小松町一丁目九  
現住所 西宮市久出ヶ谷町六七

伊藤 藤 武 雄  
明治二十七年十二月十三日生

略 歴

一	大正	八年	七月	東京帝国大学法科（独法）卒業
一	〃	七年	十月	高等試験行政科合格
一	〃	八年	七月	大阪商船株式会社入社遠洋課勤務
一	〃	十一年	七月	上海支店員に転勤
一	昭和	二年	十二月	倫敦在勤員に転勤
一	〃	六年	十一月	滞 社
一	〃	七年	二月	遠洋課員に転勤
一	〃	八年	三月	新嘉坡支店員に転勤



昭和十年	一月	文書課員に転勤
十四年	四月	文書課長
十七年	二月	参与
十七年	七月	総務局長兼秘書役
十九年	五月	取締役就任
二十一年	五月	専務取締役就任
二十二年	一月	社長就任今日に至る

以上

裏面白紙

閣議決定（案）

福岡駐在タイ国名誉領事山脇正次に交付すべき認可状に  
天皇の認証を仰ぐ件

福岡駐在タイ国名誉領事山脇正次に交付すべき認可状は、別  
紙案の通りとし、これについて天皇の認証を仰ぐこととする。

(福岡駐在タイ国名誉領事認可状案)

日本国天皇(御名)此の書を見る有衆に宣示す。

日本国政府は、茲に、タイ国皇帝ブミボン・アドンデット陛下の一千九百五十三年六月二十六日付の委任状を閲し、山脇正次を福岡駐在タイ国名誉領事に任ぜられたる旨を領す。

因て、同人を右の資格に於て証認し、其の職務を行ふに關する殊典特遇を得るを允可す。各位は、此の認可状の旨を体し、以て右山脇正次の職務執行上一切適當の補助を供与すべし。

茲に、日本国憲法の規定に従ひ、之を証認し、其の証拠として、親しく名を署し、璽を鈐せしむ。

昭和二十八年 月 日

御名  
御璽

内閣総理大臣（署名）

官印

外務大臣（署名）

官印

裏面白紙

福岡駐在タイ国名誉領事委任状訳文

プミボン・アドンデツ（親署）

タイ国皇帝プミボン・アドンデツ此の書を見る有衆に宣示す  
朕は福岡に駐在する名誉領事を任命せんことを欲し山脇正次氏  
の明敏、正直、事に当り熱誠篤実なるを知悉し、右官職の適任者  
として同氏を簡拔し本書をもつて福岡駐在名誉領事に任命し法律  
慣習に準拠して其の職務を行使せしむ、而して、朕は同氏が其の  
官職に付帯する総ての名誉、権利、特権及び恩典を享受し且つ朕  
の命令に依り其の領事管轄区域内において副領事及び領事事務官  
を任命する権能を享有せんことを望む

朕はタイ国民に命ずるに右領事の職権を承認し、其の委ねたる  
職務の執行上適法に施為する所の一切の行為に対し服従すべきこ  
とを命ず

朕は東京に駐劄する朕の大使に対し山脇正次氏を前記の資格に

裏面白紙

おいて承認し又同氏に對する日本国皇帝陛下の御認可状の御下付  
を請い、もつて何等の障害を受くることなく自由に其の職務を執  
行せしめんことを要望す  
右証拠として本書に墨を鈐せしむ  
仙歴二千四百九十六年、即ち朕が治世の第八年六月二十六日  
バンコックに於て

内閣總理大臣  
元帥 ビンソンクラム（副署）

裏面白紙

履 歴 書

本 籍 愛知県名古屋市昭和区丸屋町五丁目三十三番地  
現 住 所 福岡県福岡市藤崎彌生町二丁目

山 脇 正 次  
明治拾七年拾貳月貳拾貳日生

学 歴

一 明治四十年 三月 兵庫県立工業学校機械科卒業

職 歴

一 昭和 九年 二月 西部瓦斯株式会社取締役社長に就任現在に至る  
 一 昭和廿一年十二月 福岡商工会議所会頭に就任現在に至る  
 一 昭和廿一年十二月 福岡県商工会議所連合会会長に就任現在に至る  
 一 昭和廿二年十二月 九州商工会議所連合会会長に就任現在に至る  
 一 昭和廿四年 四月 日本商工会議所理事に就任現在に至る  
 一 昭和廿六年 六月 株式会社ラジオ九州取締役社長に就任現在に至る  
 一 昭和廿七年 五月 九州電力株式会社取締役社長に就任現在に至る